

確定申告時の財産債務調書について

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産および債務に係る調書（財産債務調書）の提出を求める制度が創設されました。

財産債務調書の提出が必要な方は、ご加入の生命保険契約について「生命保険の契約に関する権利」として、解約返戻金の額を財産債務調書に記載する必要があります。

1. 「財産債務調書」提出制度の概要

▶ 財産債務調書の提出が必要な方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、**(1) に該当し、かつ (2) にも該当する方**

(1) その年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2千万円を超える方

(2) その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方

▶ 記載事項

財産の種類、数量、価額、所在地ならびに債務の金額等

▶ 財産債務調書の提出期限

その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長あてに提出

制度についての詳細、財産債務調書の記載例等については、[国税庁のホームページ](#)  をご参照ください。

2. 「生命保険の契約に関する権利」の価額について

財産債務調書に記載が必要な「生命保険の契約に関する権利」の価額は、原則、その年の12月31日にその生命保険契約を解約した場合に支払われることとなる「**解約返戻金の額**」となります。

なお、その年の内に（12月31日より前に）生命保険契約を解約した場合に支払われる解約返戻金の額を入手されている場合には、その額を価額として使用することが出来ます。当社の担当者がお客さまにご契約内容を説明する際に使用する「ご契約内容のお知らせ～しあわせレポート～」や、変額保険にご加入いただいているお客さまに送付している「現況通知」にも解約返戻金の額が記載されていますのでお確かめください。

(※) 解約返戻金の額が記載されている資料をお持ちでない場合は、スミセイコールセンターまたは当社の担当者までお問い合わせください。

(※) すでに年金受取を開始した保険契約も財産債務調書への記載の対象となります。

あなたの未来を強くする

